

小牧市民病院ホームページ広告掲載要領

〔平成30年9月25日〕
〔30小院総第1113号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、小牧市民病院ホームページ（以下「病院ホームページ」という。）に広告を掲載する手続き等に関し小牧市広告掲載要綱（平成20年9月2日20小財第541号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、広告とは、病院ホームページに文字又は画像として表示される情報で、広告掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、小牧市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定するものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の1枠のサイズその他の規格は、次のとおりとする。

(1) サイズ 縦45ピクセル 横175ピクセル

(2) 容量 7キロバイト以内

(3) 形式 GIF(アニメーション及び透過GIFを除く。)又はJPEG

2 広告の色調等は、次のとおりとする。

(1) 文字色と背景色のコントラストは、十分にとったものでなければならない。

(2) 文字、画像等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしたものでなければならない。

3 次の各号のいずれかの表現等を含む広告は、掲載しないものとする。

(1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」、「×」等のボタン

(2) アラートマーク

(3) ラジオボタン

(4) テキストボックス

(5) プルダウンメニュー

(6) 単一の画像を複数の画像に分割したもの

(7) 病院ホームページのコンテンツの一部と混同するおそれのある表現

(8) 小牧市民病院の事業であると錯誤するおそれのある表現

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、管理者が指定する期間内で1月単位とし、複数月掲載する場合は、連続した月でなければならないものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、管理者が定める。

3 病院の都合により病院ホームページを閉鎖したときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(1日未満の端数は切り捨てる。)を延長して掲載する。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠当たり月額10,290円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 広告主は、前項の広告掲載料を管理者が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、病院ホームページ等を活用して行うものとする。

2 前項の募集は広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 前条第1項の募集に申込みをしようとする者(以下「広告掲載申込者」という。)は、小牧市民病院ホームページ広告掲載申込書(様式第1。以下「申込書」という。)に別に定める書類を添えて、管理者に提出するものとする。ただし、提出にあたっては、広告の内容が各種法令に則ったものであることをあらかじめ確認した上で行うものとする。

2 管理者は、前条第2項の広告の枠に空きが生じたときに行う募集の申込みについては、先着順に受け付けるものとする。

3 納期限が到来している市町村税を完納していない者は、第1項の申込みはできないものとする。

4 管理者は、第1項の別に定める書類のほか、広告掲載申込者に対し広告掲載の審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第9条 管理者は、前条第1項の申込みがあったときは、その内容について

て広告掲載の要件の適合に関し審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査により適合と認められた前条第1項の申込みの件数が広告の募集枠数を超えるときは、次の順位により決定するものとする。

- (1) 希望する掲載月数の多いもの
- (2) 市内に事業所等を有するもの
- (3) 申込みの順番が早いもの

3 管理者は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について小牧市民病院ホームページ広告掲載審査結果通知書（様式第2）により広告掲載申込者に通知するものとする。

（広告原稿の作成等）

第10条 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

（広告内容等の変更）

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、小牧市民病院ホームページ広告掲載申込内容変更届（様式第3）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (3) 申込書又はその添付書類の記載内容に変更があるとき。

（広告掲載の決定の取消し）

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定された期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告が要綱第3条及び第4条の規定に反すると管理者が認めるとき。
- (3) その他病院ホームページへの広告掲載が適切でないとして管理者が認めるとき。

2 管理者は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、小牧市民病院ホームページ広告掲載取消通知書（様式第4）により、その広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、小牧市民病院ホームページ広告掲載取下げ届（様式第5）により広告掲載の取下げを希望する日の1週間前（複数月の広告掲載の決定を受けた広告主にあつては1月前）までに管理者に申し出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することのできない事由により広告が掲載できなかつた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月の翌月以後の納付済月額総額の総額とする。

3 第1項ただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

4 広告掲載料の還付を受けようとする者は、小牧市民病院ホームページ広告掲載料還付請求書（様式第6）を管理者に提出しなければならない。

（免責）

第15条 前条の規定にかかわらず、広告主の責めに帰することのできない事由のうち、次に掲げる事由により、病院ホームページへの広告掲載ができなかつたときは、病院は、その責めを負わない。

(1) 天災、停電、通信回線の事故その他市の責めに帰することのできない非常事態の発生

(2) サーバ等の機器の保守又は工事

(3) 病院ホームページへの広告掲載のための一定時間（広告掲載の開始日又は変更日の午前0時から正午までの間に限る。）の調整

(4) 前3号に掲げる事由によるもののほか、病院ホームページの運営の1月当たり合計24時間を超えない時間の停止

2 病院ホームページへの広告掲載に関して、小牧市病院事業が広告主に対して損害賠償責任を負つた場合は、その損害賠償額は、広告掲載料を超えない額とする。

（広告主の責任等）

第16条 広告主は、要綱第10条に規定する責任を負うほか、広告主が指定するリンクされたホームページの内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(協議)

第17条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、管理者及び広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(雑則)

第18条 この要領に定めるもののほか、病院ホームページに広告を掲載する手続き等に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月25日から施行する。